

改正概要説明書

国名：デンマーク

法令名：商標規則

改正情報： 2008年5月21日命令 No. 364

2008年6月1日施行

改正概要：

今回の改正において構成が大きく変更になり、新たに追加された規定も多く、条文の追加により条文番号が改正されている。

また、名称の変更、用語の修正、表現の変更等により、条文を明確かつ理解し易くするための改正がされている。

具体的には、「特許庁」を「特許商標庁」に名称変更し、用語の「譲渡抵当権」を「質権設定」に、マドリッド協定議定書による様式について「その目的で作成された様式、又は形式、内容においてそれと等しい様式」から「国際事務局の様式」に変更する等の改正がされている。

1. 代理人の選任についての規定が削除され(旧規則第1条(2)、旧規則第21条(4))、特許商標庁は国際登録に関する事案について代理人を選任するよう求めることができる旨の規定が新たに設けられた(第35条)。

2. 雑則の規定を第VII部に新たに設け、その第16章に委任状に関する規定(第40条)が新設された。

3. 出願人は優先権証明書の提出期限延長を請求することができる旨が規定された。

また、優先権主張をしなかった場合の効果が明確にされた(第3条)。

4. 博覧会優先権主張の規定が第3条から第4条に移された。出願人は博覧会所管当局からの宣言書の提出期限を延長することができる旨が規定され、さらに、優先権主張をしなかった場合の効果が明確にされた。

5. 出願、特許商標庁に対する事案に関連して受領される書類の言語についてデンマーク語、英語、スウェーデン語又はノルウェー語で行う旨及びそれ以外の国の言語による場合は翻訳文を提出する旨の規定が新たに設けられた(第5条、第41条)。

6. 特許商標庁は、出願人から手数料の納付があった場合に出願の審査及びその他の処理を開始する旨の規定が新たに設けられた(第6条)。

7. 特許商標庁が絶対的理由若しくはその他の登録拒絶理由を発見した場合、又は拒絶の相対的理由のみを発見した場合は、出願人にその旨が通知され、意見書を提出するための期限が与えられ、出願人は最長2月まで期限延長を請求することができる旨及び、意見書を提出しなかった場合の効果に関する規定が設けられた(第10条)。

また、国際商標の審査についても同様の規定が設けられた(第30条)。

8. 商標の補正請求が要件を満たさないものである場合は意見書提出期限が与えられ、出願人は最長2月まで期限延長を請求することができる旨及び、意見書を提出しなかった場合の効果に関する規定が設けられた(第17条)。

改正内容：

・第1章（出願）

タイトルが「商標」から「出願」に変更された。

・第1条

(2) 出願人がデンマークに住所を有していない場合は、出願及びその後の登録に関する一切の事項について代理人を選任しなければならない旨の規定が削除された。

・第2条（願書の内容）

(1) (ii) 「標章の登録請求に係わる商品及び／又はサービスは、商標登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年のニース協定及びその後の改正における分類（ニース分類）に従う類に分類されなければならない」ことが明確化された。

また、「ニース分類のデンマーク語版は、特許商標庁のホームページ上で利用できる。」なる一文が追加された。

(3) (i) 第40条に委任状に関する規定が新設されたことにより、代理人がある場合の説明が省かれ、第40条を参照する旨が加えられた。

・第3条（優先権）

(1) 旧規則において規定されていた商標法第19条の博覧会優先権に関する規定が第4条として新設されたことにより、本条から削除された。

優先権の主張は、「優先日及び優先権主張の基礎に関する情報を添えて出願の際に、又は前記の情報を添えて出願日後1月以内に提出しなければならない。」と規定されていたが、「優先権主張は優先権を主張する日付及び国に関する情報を添えて出願の際に提示しなければならない。」及び「前記情報を添えた優先権主張は、出願日後1月以内に提出することもできる。」に改められた。

また、出願人が優先権を主張せず、前記情報を期限到来前に提出した場合は、優先権を取得することができないものとする規定が追加された。

(2) 出願人は、期限到来後最長2月までの期限延長を請求することができ、出願人が所定期限の到来前に所要の書類を提出しない場合は、優先権を取得することができないものとする旨が加えられた。

・第4条

第4条の規定が削除され、第7条(1)に移された。そして、第4条には、博覧会優先権主張の規定が第3条から移された。

(1) 商標法第19条(博覧会優先権主張)による出願についての優先権の主張は、「優先日及び優先権主張の基礎に関する情報を添えて出願の際に、又は前記の情報を添えて出願日後

1 月以内に提出しなければならない。」と規定されていたが、「優先権主張は優先権を主張する日付及び国に関する情報を添えて出願の際に提示しなければならない。」及び「前記情報を添えた優先権主張は、出願日後 1 月以内に提出することもできる。」旨に改められた。

(2) 特許商標庁は、出願人に、主張された優先権について博覧会所管当局からの宣言書を所定の期間内に提出するよう要求できるが、出願人は期限到来後 2 月まで期限延長を請求することができる旨が規定され、さらに、出願人が所定の期限到来前に所要の書類を提出しない場合は、優先権を取得できない旨が明確にされた。

・第 5 条 (出願の言語)(新規)

旧規則第 5 条の規定が第 8 条に移され、出願の言語について新たに以下の規定が設けられた。

(1) 特許商標庁は、出願がデンマーク語、英語、スウェーデン語又はノルウェー語で入手可能な場合は、当該出願を審査し、かつ、処理することができる。

(2) 出願が(1)にいう言語以外の言語でなされた場合は、翻訳文を同庁の定める期限内に提出しなければならない。出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる。

(3) 出願がデンマーク語以外の言語によりなされた場合は、商品及び／又はサービスの表示は、特許商標庁の定める期限内にデンマーク語により提出しなければならない。出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる。

(4) 特許商標庁が所定期限の到来前に翻訳文((1)から(3)まで参照)を受領しなかった場合は、出願は拒絶されるものとする。

・第 6 条 (出願の審査及びその他の処理)

旧規則第 6 条(1)の規定が第 8 条(2)に移され、(2)の規定が第 9 条(2)に移され、新たに、商標登録の出願人が所定の手数料を納付した場合は、特許商標庁は、出願の審査及びその他の処理を開始する旨の規定が設けられた。

・第 7 条

旧規則第 7 条の規定が第 15 条に移され、以下の規定が設けられた。

(1) 旧規則第 4 条の出願日の認定に関する規定が本項に移された。

(2) 出願が出願時に付与を受けることができない場合、出願人は、欠落情報及び／又は商標の複製を提出するための 2 月の期限延長が認められ、当該出願は、特許商標庁が欠落情報及び／又は商標の複製を受領した時に、出願日が与えられる旨の規定が新たに設けられた。

(3) 特許商標庁が(2)にいう期限の到来前に(1)による欠落情報及び／又は商標の複製を

受領しなかった場合は、当該出願は拒絶される旨の規定が新たに設けられた。

・第8条（拒絶の絶対的理由及び相対的理由）

- (1) 旧規則第5条(1)の絶対的拒絶理由についての規定が本項に設けられた。
- (2) 旧規則第6条(1)に規定されていた、求められている商標登録に係わる商品又はサービスの一部のみに絶対的拒絶理由が関係する場合は、特許商標庁は、それら商品又はサービスが関係する部分に限り拒絶することができる旨の規定が本項に設けられた。

・第9条

- (1) 旧規則第5条(2)に規定されていた、特許商標庁は、登録拒絶の相対的理由（商標法第14条(iv)から(v)まで及び第15条(1)及び(2))について調査をし、当該調査の全結果を評価し、かつ、当該評価の結果を調査報告書により出願人に通知する旨が本項に規定された。
- (2) 旧規則第6条(2)に規定されていた、相対的理由によっては拒絶されない旨が本項に規定された。

・第10条

旧規則第10条には、商標登録簿に登録する事項が規定されていたが、第12条に移され、以下の規定に改正された。

- (1) 特許商標庁が商標の登録拒絶の絶対的理由を発見した場合、又は出願が含む商品及びサービスであってニース分類に従って分類されていないか若しくは漠然と表示されているものを含め、商標についてその他の登録拒絶理由が存在する場合は、出願人にはその旨が通知され、意見書を提出するための期限が与えられ、また、同庁が調査報告書を作成した場合は、出願人には同調査報告書についても通知される旨が規定された。
- (2) 出願人は拒絶理由応答期限到来後最長2月まで期限延長を請求することができる旨の規定が設けられた。
- (3) 特許商標庁が(1)及び(2)に定める期限到来前に意見書又は期限延長の請求を受領しなかった場合は、出願は、全部又は一部について拒絶される旨が規定された。
- (4) 特許商標庁が拒絶の相対的理由(第9条)のみを発見した場合は、同庁は、出願人に対して、作成した調査報告書とその者の意見書を提出すべき期限を付して送付し、出願人は期限到来後最長2月までの期限延長を請求することができる旨が規定された。
- (5) 特許商標庁が(4)にいう期限到来前に如何なる意見書も、又は如何なる期限延長請求も受領しなかった場合は、当該商標は登録されるものとする旨が規定された。

・第2章（登録及び公告）（新規）

・第11条

旧規則第8条の規定が第11条に移され、以下の規定が設けられた。

商標登録の拒絶理由が存在しないときは、特許商標庁のホームページで発行される商標公報により広告されることが明確にされた。また、出願人は当該登録の通知について「商標登録簿の認証謄本の方法より」の部分が削除された。

・第12条

商標登録簿に登録される事項が規定されていた旧規則第10条の規定が本条に移され、「登録される事項」が「登録されるデータ」に変更されると共に、登録されるデータの内容に一部変更が加えられ、(vi)においては、商標登録簿に登録される事項のうち、「商標が使用により識別性を取得したものである旨の注記」及び「当該商標についての類似の説明」が追加された。

・第3章（異議申立及び取消）

新たに「異議申立及び取消」に係る本章が設けられた。

第13条

旧規則第11条の規定が第13条に移され、以下のよう改正された。

(2) 異議申立の主体に関する規定を新たに本項に設け、何人も異議を申し立てることができる旨及び、商標法第14条(iv)(他人の名称等)、商標法第14条(v)(他人の著作物)、第15条(“先の商標”と同一又は類似)に関する異議申立は、主張された先の権利の所有者又は主張されている名称の所有者のみができる旨が規定された。さらに、特許商標庁はその要件を免除することができる旨が規定された。

(3) 旧規則第11条(2)における、特許商標庁は、同一の商標登録に対する複数の異議申立を一括して審査し、決定を行うことができる旨の規定が本項に移された。

また、「異議申立を処理」が「異議申立を審査」という表現に改正された。

(4) 旧規則第11条(3)における、登録された権利の所有者は、当該請求について通知を受け、自己の意見書を提出する機会を与えられる旨の規定が本項に移された。

また、「異議申立の理由が先願の登録商標である場合は、異議申立をされた商標の所有者は、異議申立人が、先願商標が商標法第25条に従って使用されていたことを証明するよう、要求することができる。」との規定が削除された。

(5)、(6) 旧規則第11条(4)の決定の通知が本条の(5)となり、同様に(5)の停止されていた異議申立の消滅の規定が本条の(6)に移された。

(8) 旧規則第11条(6)が本項に移動し、登録の取消の決定が確定したときは、デンマーク

商標公報により公告される旨が明確にされた。

・第14条

旧規則第12条の規定が本条に移され、以下の規定が改正された。

(2) 商標登録の取消請求の主体に関する規定を新たに本項に設け、取消請求人適格が明確にされ、商標法第14条(iv)(他人の名称等)、商標法第14条(v)(他人の著作物)、第15条(“先の商標”と同一又は類似)に準拠して商標登録の取消を求める請求は、主張された先の権利の所有者又は主張されている名称の所有者のみが提出することができるが、特許商標庁はその要件を免除することができる旨が規定された。

(3) 旧規則第12条(2)における、同一の商標登録について複数の取消請求が提出された場合は、特許商標庁は、それらの審査を決定し、一括して決定を行うことができる旨の規定が本項に移された。

また、「それらを併せて処理するよう決定」から「それらの審査を決定」旨に修正された。

また、条文が移動したことにより準用する条文番号が修正された。

(4) 旧規則第12条(3)が本項に移され、準用する条文番号が修正された。

(5) 旧規則第12条(4)が本項に移された。

(6) 何れの当事者も、特許庁がその事件において決定を下したか否かに拘らず、その事件において提起された問題に関して、いつでも他方の当事者を相手として訴訟を提起することができる旨の規定が削除された。

(7) 旧規則第12条(5)が本項に移され、登録の取消の決定が確定したときは、デンマーク商標公報において公告される旨が明確にされた。

(8) 旧規則第12条(7)が本項に移され、登録がデンマーク商標登録簿から抹消された後であっても、登録の先順位が共同体商標について主張されている登録に対して適用される規定に(7)が追加された。

・第4章 (出願の補正及び登録)

タイトルが「出願の先順位」から「出願の補正及び登録」変更になった。

・第15条 (出願及び登録の分割)

旧規則第7条の分割出願に関する規定が本条に移された。

(4)において分割出願の手数料は分割請求書に添付し納付する旨が明確にされた。

・第16条

旧規則第9条の登録の分割に関する規定が本条に設けられた。

(2) 条文が移動したことにより準用する条文番号が改正された。

・第 17 条（商標の補正）

旧規則第 13 条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

- (1) 補正請求が、専ら通常文字のみで構成されていない標章に関係する場合は、補正された標章の正確な複製を当該請求書に添付しなければならない旨が明確にされた。
- (2) 特許商標庁が、請求された当該標章の補正が商標法第 24 条の規定に適合しないことを発見した場合は、所有者はその旨通知され、自己の意見書を提出するための期限が与えられ、所有者は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる旨の規定が新たに設けられた。
- (3) 特許商標庁が(2)に定める期限到来前に如何なる意見書も、又は如何なる期限延長請求も受領しなかった場合は、当該商標の補正請求は拒絶される旨の規定が新たに設けられた。
- (4) (3)による拒絶は、商標法第 46 条の規定に従い、特許商標審判部に審判請求及び裁判所に対し上訴をして審理を求めることができる旨の規定が新たに設けられた。
- (5) 標章の補正請求が出願済の商標に関係する場合は、特許商標庁は、商標の補正についての拒絶及び登録の全部若しくは一部についての拒絶を一括して行うことを決定することができる旨の規定が新たに設けられた。

・第 18 条（登録簿への登録請求）

旧規則第 14 条の規定が本条に移され、文言が一部修正された。

・第 19 条

旧規則第 15 条の登録商標についての商標登録簿への登録請求に関する規定が本条に移され、文言が一部修正された。

・第 20 条（変更及び登録についての必要書類）

旧規則第 16 条の変更及び登録に係る必要書類の言語に関する規定が本条に移され、以下の事項が変更された。

委任状、移転関係書類及びその他の書類の使用言語について「外国語」によるものが「デンマーク語以外の言語」に変更され、要求により提出する翻訳文について「公式翻訳者が証明した」との表記が削除された。

・第 21 条（変更及び登録の公告）

旧規則第 17 条に規定されていた登録簿への変更の公告に関する規定が本条に移されるとともに、以下のようにデンマーク商標公報に公告される内容が詳細に規定された。

- (1) デンマーク商標公報が特許商標庁のホームページにより発行される旨が記載され、公

告される事項が明確にされた。

(2) 特許商標庁は、商標権にとり重要なその他の事項も公告する旨の規定が新たに設けられた。

・ **第 II 部（国内団体標章の出願及び登録）**

国内の団体標章の出願及び登録に関する規定を新たに第 II 部とした。

・ **第 5 章（団体標章に関する特別規定）**

旧規則「第 2 章 団体商標」を「第 5 章 団体標章に関する特別規定」に変更した。

・ **第 22 条**

旧規則第 18 条の団体標章に関する規定が本条に移された。

(1) 条文の移動により、引用されている規則の条文を修正した。

(3) 条文の移動により、団体標章登録簿に登録する情報の条文を修正した。

・ **第 III 部（共同体商標）**

旧規則は「第 II 部 欧州共同体商標」であったが、「第 III 部 共同体商標」に変更された。

・ **第 6 章（共同体商標の出願）**

旧規則第 3 章の規定が繰り下がり、タイトルが追加された。

・ **第 23 条**

旧規則第 19 条の規定が本条に移され、文言が一部修正された。

・ **第 24 条（国内出願への変更）**

旧規則第 20 条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

(1) 共同体商標出願又は共同体商標登録の国内登録出願への変更請求に関する規定であり、当該請求は、商標法、並びに商標及び団体標章の出願及び登録等に関する命令に基づく出願及び登録に関する規則により審査され、かつ、処理されるべきデンマーク出願とみなされる旨が明確にされた。

旧規則第 20 条(3)に規定されていた、出願人が(1)の要件を満たさない場合、出願変更の請求が拒絶される旨の規定が削除された。

・ **第 IV 部（商標の国際登録）**

「第 III 部 商標の国際登録」が「第 IV 部 商標の国際登録」に変更された。

・第7章（国際出願）

「第4章 国際出願」が「第7章 国際出願」に変更された。

・第25条

旧規則第21条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

- (2) 「出願用紙にはタイプライターで記入しなければならない。」の一文が削除された。
- (3) 出願手数料の納付は出願時にしなければならない旨、納付時期が明記された。
- (4) 規定されていた代理人の選任に関する規定が削除された。

・第26条

旧規則第22条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

- (4) 願書について適用するマドリッド議定書の関連条文が修正された。
その他、条文の文言が一部修正された。

・第8章（国際出願の審査及びその他の処理）

「第5章 出願についての審査その他の手続」が「第8章 国際出願の審査及びその他の処理」に変更された。

・第27条

旧規則第23条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

- (1) 商標規則の改正により規則の条文番号が変更されたため、本条の適用条文を修正した。また、特許商標庁が、当該国際出願を国際事務局に送付しなければならない場合に、「特許商標庁が取扱手数料を受領していること」が追加された。
- (2) 出願の送付の妨げになる何らかの事項がある場合、特許庁は出願を棚上げにするか又はそのままの形で国際事務局に送付するかを決定すると規定されていたが、出願人に出願を是正する機会が与えられ、出願がマドリッド議定書第3条(4)にいう2月の期限内には正されなかった場合は、特許商標庁は、出願を拒絶するか又はそのままの形で国際事務局に対して送付するかを決定する旨に改正された。

・第9章（事後の指定）

第6章から第9章に変更された。

・第28条

旧規則第28条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

- (1) マドリッド議定書による事後の指定をする主体的要件について、「商標の所有者がデนมールに住所を有している場合」から「所有者がマドリッド議定書第2条(1)(i)の要件

を遵守している場合」と書き改められ、デンマーク国民であること又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有していることが明確にされた。

(3) 商標規則の改正により規則の条文番号が変更されたため、本条の適用条文を修正した。

(5) 特許商標庁が事後指定の請求を国際事務局に送付する場合に、「取扱手数料を受領した場合」が追加され、引用条文から(2)が削除された。

(6) 代理人の選任に関する規定が削除された。

・第 10 章 (デンマーク指定についての審査及びその他の処理)

「第 7 章 デンマーク指定についての処理」が「第 10 章 デンマーク指定についての審査及びその他の処理」に変更された。

・第 29 条

旧規則第 25 条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

旧規則第 25 条に規定されていた領域指定による審査及びその他の処理についての規定であるが、第 35 条(国際登録に関する代理人)の規定が設けられたことにより(3)代理人の選任に関する規定が削除された。また、(4)及び(5)に規定されていた、登録のデンマークにおける有効性についての決定が確定したときは、国際事務局にその旨が通知される旨の規定が削除された。

(2) デンマークにおける登録の効力の拒絶理由が発見されなかった場合は、出願人は、当該国際登録がデンマークに関して効力を有する旨通知される旨の規定が新たに設けられた。

・第 30 条

(1) 旧規則第 25 条(2)において規定されていた拒絶の通報についての規定が本条の(1)に移され、特許商標庁が「国際登録はそのままの形ではデンマークにおける効力を取得することができないと判断する場合」が「第 8 条にいう絶対的拒絶理由を発見した場合、又は当該出願が含むあまりに漠然と表示された商品及びサービスを含め、国際登録の効力に対しデンマークにおけるその全部についてその他の拒絶理由が存在する場合」と改められた。また、出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる旨が新たに規定された。

(2) 特許商標庁が「意見書提出期間の満了後、拒絶を維持するか否かを決定する。」旨の規定(旧規則第 25 条(4))が、「意見書提出期限到来前に如何なる意見書も、又は如何なる期限延長請求も受領しなかった場合は、デンマークにおける登録の効力は全部又は一部について拒絶される。」と改正された。また、旧規則第 25 条(5)の規定が、「当該拒絶に関する決定が確定したときは、その旨の通知が国際事務局に対して連絡される」に改正され、

本項に移された。

・第 31 条

旧規則第 31 条の規定が第 39 条に移され、新たに下記の規定が設けられた。

(1) 商標特許庁は第 9 条にいう拒絶の相対的理由について調査し、調査の全結果を出願人に対して、その者の意見書を提出するための期限又は同庁に当該調査結果を評価するよう請求するための期限を付して通知し、出願人は、期限到来後最長 2 月までの期限延長を請求することができる。

(2) 商標特許庁は、(1)に定める期限到来前に、如何なる意見書も、如何なる期限延長請求も、又は調査結果の評価を求める如何なる請求も受領しなかった場合は、出願人は国際登録がデンマークに関して効力を有する旨通知される。

・第 32 条

旧規則第 25 条(6)の国際登録の公告に関する規定が本条に移され、一部文言が修正され以下のように改正された。

デンマークに関して発効した国際登録は、デンマーク商標公報により公告されるものとし、同公報は特許商標庁のホームページで発行される。当該公告には、商標の複製、所有者の名称及び住所、登録により含まれた 1 又は複数の類、国際登録の日付並びに当該登録が公告された国際公報発行の号番号を含めなければならない。

・第 33 条 (異議申立及び取消)

旧規則第 26 条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

本条は国際登録のデンマークにおける登録の有効性に対する異議申立についての規定であり、第 35 条(国際登録に関する代理人)の規定が設けられたことにより、(3)項の、代理人の選任に関する規定は削除された。

また、(7)項の、全面的無効が決定した場合の異議申立の消滅、及び(8)項の、決定に対する審判及び提訴についての規定が削除された。

(1) 国際登録のデンマークにおける登録の効力についての異議申立については、商標法第 23 条を参照し、第 13 条を準用する旨が明記された。

(2) 特許商標庁が異議申立の受領後、国際事務局に対して送付する、当該登録はデンマークにおいては暫定的に効力を有さないとの通知を「暫定的拒絶通知」とした。

(3) 旧規則第 26 条(6)における、異議申立が許容された場合、デンマークにおける登録の効力が拒絶される旨の規定が本項に設けられた。

(4) 旧規則第 26 条(9)における、当該決定が確定したときは、特許商標庁は国際事務局にその旨通知し、登録範囲についての補正がデンマーク商標公報に公告される旨の規定が本項に設けられた。

・第 34 条

旧規則第 27 条の国際登録のデンマークにおける取消についての規定が本条に移され、下記のように改正された。

(1)において第 14 条を準用する旨が追加されたことにより、旧規則第 27 条(2)～(4)及び(6)が削除された。

(1) 登録がデンマークにおいて確定的効力を有するに至ったときは、何人も、特許商標庁に対して登録の取消を求める請求を提出することができる(商標法第 30 条参照)旨が規定されているが、第 14 条を準用する旨が追加され、請求の理由についての陳述書を提出する旨が削除された。

(2) 旧規則第 27 条(5)の規定に、登録の全部又は一部について取消とされた場合は、特許商標庁は、その旨を当該決定が確定したとき国際事務局に対して通知する旨が追加された。

・第 11 章 (国際登録に関する代理人)(新規)

・第 35 条

国際登録に関する代理人の選任に関する規定として新たに設けられた。

(1) 特許商標庁は、商標法第 37 条(代理人)に従い、商標の所有者に対して、国際登録に関する事案について代理人を選任するよう求めることができる旨が規定された。

(2) 出願人が国際登録に関して国際代理人を選任している場合は、同代理人は、デンマークの指定に関しても代理人とみなされる旨が規定された。

・第 12 章 (国際登録についての手続)

・第 36 条

旧規則第 28 条の規定が本条に移され、文言の一部が修正されて以下のように規定された。

(1) 商標法第 53 条(2)及びマドリッド議定書第 9 条の 5 の規定によるデンマークにおける手続の出願には、国際登録番号の参照、及び存在する場合は国際登録に関する優先日及び優先権、又は事後の指定の日付についての情報を含めなければならない。

(2) 出願には、当該出願に係る所定の手数料を添付しなければならない。

(3) 提出された出願は、その他の点で、国内出願に適用されている規定に従い審査され、かつ、処理されるものとする。

・第13章 (特許商標庁の登録簿への国際登録に関する登録)

・第37条

旧規則第29条の規定が本条に移され、一部修正されて以下のように規定された。

本条は、国際登録に関する情報の特許商標庁の登録簿への登録に関する規定であるが、(1)項の、「特許庁は、デンマークについて効力を有する国際登録に関する登録簿を保管する」旨の規定が削除され(2)項が(1)項となり、その第一文に規定されていた、特許商標庁の登録簿には、国際事務局から受領した情報であって、特許商標庁が行った審査及び処理に係る国際登録についての情報が登録される旨が明記された。

(2) 特許商標庁の登録簿及び国際登録簿における国際登録に関する情報間に不一致がある場合は、国際登録簿が優先する旨の規定が新たに設けられた。

(3) (2)項の後半に規定されていた、請求があるときは、国際登録に関する他の事項も登録することができ、他の登録として、代理人、質権設定、強制執行、ライセンス許諾及び差押えを請求できることが規定された。

・第V部 (団体標章及び証明標章の国際登録)

団体標章及び証明標章の国際登録に関する規定を新たに部として設けた。

・第14章 (団体標章及び証明標章に関する特則)

「第10章 団体商標」が「第14章 団体標章及び証明標章に関する特則」に変更された。

・第38条

(1) 旧規則第30条(1)の規定であるが、商標規則の条文番号の変更に伴い適用条文が修正された。

(3) 団体標章の国際登録におけるデンマークの指定は、団体標章の使用を管理する規約も含まなければならない旨の規定が第5章、第22条(3)に合わせて設けられた。

・第VI部 (デンマークにおいて効力を有する国内商標又は国際商標の所有者に対する通知)

・第15章 (通知)

「第11章 デンマークにおいて効力を有する国内又は国際商標の権利者への通知」が「第15章 通知」に変更された。

・第 39 条

旧規則第 31 条の規定が本条に移され、以下のように改正された。

(1) 出願又は登録された商標又は団体標章であって、デンマークに関して効力を有するものの所有者は、出願又は登録された商標であって商標法第 15 条(1)の規定により当該所有者の標章に抵触する可能性があるものの存在又は公告について通知されるよう特許商標庁に対して請求することができる。

(2) (1)による通知の請求には、所定の手数料を添付しなければならない。当該請求の有効期間は 1 年とする。

・第 VII 部 (雑則)(新規)

・第 16 章 (委任状)(新規)

・第 40 条

出願人、所有者又は特許商標庁に対する事案当事者が代理人を選任した場合は、委任状を提出しなければならない旨の委任状に関する規定が本条に設けられた。更に、特許商標庁は委任状についての要件を免除することができる旨の規定が設けられた。

・第 41 条 (言語)(新規)

(1) 特許商標庁は、出願人から請求があった場合又は特許商標庁に対する事案当事者が同意した場合は、英語により事案を審査し、かつ、処理する旨が規定された。さらに、特許商標庁は、事案の審査及び処理をデンマーク語により行う旨を何時でも決定することができる旨が規定された。

(2) 特許商標庁に対する事案に関連して受領される書類は、デンマーク語、英語、ノルウェー語、又はスウェーデン語により作成されなければならない旨が規定された。

(3) 英語により審査される異議申立及び取消に関する事案において、所有者が商品及びサービスの一覧の限定を請求した場合は、特許商標庁は、所有者に対して、特定の期限内にデンマーク語による当該限定一覧を提出するよう要求することができる、特許商標庁が所定期限の到来前に翻訳文を受領しなかった場合は、登録の限定請求を無視することができる旨が規定された。

・ **第 VIII 部 (施行規定) (第 V 部より移動)**

・ **第 17 章 (施行) (旧規則第 12 章)**

・ **第 42 条**

旧規則第 33 条が商標規則の改正に伴い、該当箇所が修正された。

- (1) 本規則の施行日を 2008 年 6 月 1 日と規定した。
- (2) 第 39 条(デンマークにおいて効力を有する国内商標又は国際商標の所有者に対する通知)の施行日に関する規定が新たに設けられた。
- (3), (4) 旧規則第 33 条(3)は廃止され、商標及び団体標章の出願並びにそれらの登録等に関する 2003 年 9 月 9 日命令 No. 787 は廃止する旨及び第 31 条及び第 32 条については、(3)に拘らず、2008 年 12 月 31 日まで引き続いて適用する旨が規定された。
- (5) 旧規則第 34 条における、グリーンランド及びフェロー諸島には適用しない規則の適用箇所が本規則の改正に伴い修正された。

・ **商品及びサービスの類別一覧 (削除)**

商品及びサービスの類別一覧の記載が削除された。